

(障害福祉サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業) ※国Q & Aと異なる部分に下線が引いてあります。

県No	質問	回答
	1.対象事業所・施設について	
1	障害福祉サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業は、新型コロナウイルス感染症の感染者が発生していない事業所・施設でも補助対象となるのか。	お見込みのとおりです。
2	令和3年10月から12月までの間に指定等を受けている事業所・施設が補助対象となるとのことだが令和3年10月から12月までの間に新規の指定を受けた事業所・施設について、令和3年10月以降当該指定を受ける前に購入した衛生用品等の費用も補助対象となるか。	令和3年10月から12月までの間に新規の指定を受けた事業所・施設については、当該指定を受けた日以降に購入した衛生用品等の費用が補助対象となります。
3	事業の実施がない場合や、事業所が休業している場合においても申請対象となるか。	事業が休止していても申請の対象となります。
	2.対象経費について	
3	対象経費について、 ①令和3年10月1日から12月31日までの間に購入したものが対象か。 ②発注が令和3年10月1日から12月31日までの間に行われていれば、納品や支払いが令和4年1月1日以降となってもよいか。	①お見込みのとおりです。10月1日から12月31日までの間に発注して購入が確定しているのであれば（見積りのみは不可）、対象となります。対象期間内に発注して購入が確定したことについて、申請書の中で誓約していただく必要があります。 ②納品が令和4年1月1日以降の場合でも、①の要件を満たせば対象経費となります。支払いが令和4年1月1日以降の場合でも、①の要件を満たせば対象経費となりますが、申請日までに支出済み（前払いを含む。）である必要があります。
4	①「基本対象経費」とは何か。 ②「衛生用品」とは、どのような物が補助対象となるのか。 ③「感染症対策に要する備品」とは、どのような物が補助対象となるのか。	①基本対象経費とは、国が補助対象とする経費です。 ②については、その目的が感染を防ぎ又は消毒するために使用する衛生用品であって、マスク、手袋、消毒液などを想定しています。 ③については、パーティション及びパルスオキシメーターです。
5	感染症対策における必要経費として、衛生用品（マスク、手袋、消毒液等）を購入した際の経費について、支援するとのことだが、衛生用品の中にペーパータオル（手洗い後の、ふき取り用）を、対象とすることは可能か。	ペーパータオル（手洗い後の、ふき取り用）も対象となります。ただし、基本対象経費（国補助分）では衛生用品としてマスク、手袋、消毒液、そして備品としてパーティション、パルスオキシメーターのみとされているため、特別対象経費（県補助分）で申請を行ってください。
6	①「特別対象経費」とは何か。 ②どのようなものが対象となるか。	①特別対象経費とは、国が補助対象とする経費以外に、山梨県が独自に補助対象として認める経費です。 ②対象は、対象期間内に感染防止対策に要した経費（基本対象経費を除く。）で、感染症対策に資するものであれば対象となります（令和2年度に補助を行ったかかりまし経費と同様になります）。

(障害福祉サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業) ※国Q & Aと異なる部分に下線が引いてあります。

県No	質問	回答
7	「特別対象経費」の対象となるものの具体例は。	<p>次に対象として考えられるものを例示しますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための経費等であり、通常の障害福祉サービスの提供時では想定されないものと判断できるものであれば、例示したものに限らず、幅広く対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部専門家等による研修実施 ・感染防止のための増員のため発生する追加的人件費 ・感染防止のための増員等、応援職員に係る職業紹介手数料 ・(研修受講等に要する) 旅費・宿泊費、受講費用等 ・感染発生時対応・衛生用品補完等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設置等 ・感染防止を徹底するための面会室の改修費 ・感染防止のための内装改修費 ・換気設備 ・消毒・清掃費用 ・長机 ・自動車又は自転車(電気自転車を含む。)の購入又はリース費用 ・タブレット等のICT機器の購入又はリース費用(通信費用を除く。) ・普段と異なる場所でのサービスを実施する際の、賃料・物品の使用料 ・普段と異なる場所でのサービスを実施する際の職員の交通費、利用者の送迎に係る費用 ・訪問介護員による同行指導への謝金(通所系サービス事業所が訪問サービスを実施する場合) ・医療機関や保健所等とのクラスター発生時等の情報共有のための通信運搬費
3. 交付額について		
8	「1つの事業所について複数の障害福祉サービス等の事業指定を受けている場合、それぞれの指定事業の上限の合計額が補助上限となる」とあるが、障害者支援施設で短期入所を行っている場合は、施設入所+生活介護+短期入所の合計で良いのか。	お見込みのとおりです。
4. 申請について		
9	費用が確定していない段階における申請(概算による申請)は可能か。	本事業に要する費用が確定してから申請することを想定しています。
10	申請書類には、購入した物品の領収証等、支出した費用が分かる証拠書類の添付が必要か。	領収証のコピー等の証拠書類を添付していただく必要があります。所定の領収証一覧を作成の上、所定の台紙にコピー等を貼付して提出してください。
11	振込払をすると購入の翌々月に引き落とされる形になる。2月に引き落とされるものは申請対象となるか。	申請書の提出までに額を確定させる必要があります。